令和５年度

新 座 市 一 般 会 計 等
健全化判断比率審査意見書

新座市監査委員

写

新監収第９５号
令和６年８月１４日

新座市長　並　木　　傑　様

新座市監査委員　　松　本　四　郎
新座市監査委員　　鈴　木　秀　一

令和５年度新座市一般会計等健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された令和５年度新座市一般会計等健全化判断比率について、新座市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和５年度新座市一般会計等健全化判断比率審査意見

１　審査の対象

令和５年度健全化判断比率

⑴　実質赤字比率

⑵　連結実質赤字比率

⑶　実質公債費比率

⑷　将来負担比率

２　審査の主な実施内容及び着眼点

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係書類との照合及び関係課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

３　審査の期日

令和６年７月２５日

４　審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

（単位：％）

区　分	令和5年度		令和4年度	
	健全化判断比率	早期健全化基準	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	11.71	－	11.73
連結実質赤字比率	－	16.71	－	16.73
実質公債費比率	5.4	25.0	5.2	25.0
将来負担比率	13.6	350.0	16.3	350.0

注）　実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく黒字のため「－」の記載とした。

５　是正改善を要する事項

指摘する事項はない。

6　意見

⑴　将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき債務（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等見込額等）を標準財政規模で除して得た数値より算出される。自治体の現在抱えている負債の大きさを示す指標で、350％以上になると早期健全化団体となる。

令和 5 年度の将来負担比率は、前年度と比較して 2.7 ポイント減少した。これは、将来負担額の減少額に対して充当可能財源等の減少額が小さいことにより分子が減となり、また、標準財政規模が増加したことにより分母が増となったことによるものである。

将来負担額の減少額は 1,247,774 千円で、減少した主なものは地方債の現在高（減少額 946,541 千円）、公営企業債等繰入見込額（減少額 152,517 千円）となっている。一方、増加したものは設立法人の負担等負債見込額（増加額 7,615 千円）となっている。

充当可能財源等の減少額は 543,154 千円で、減少したものは基準財政需要額算入見込額（減少額 1,458,198 千円）である。一方、増加したものは充当可能特定歳入（増加額 560,626 千円）、充当可能基金（増加額 354,418 千円）である。

標準財政規模の増加額は 493,450 千円となっている。

今後とも地方債の借入れには十分留意することを望む。

⑵　将来負担比率の算定根拠となっている充当可能財源の一つである財政調整基金の令和 5 年度末現在高は 6,556,171,392 円である。

同基金の現在高は、財政運営上、どの程度が妥当であるかはそれぞれの状況にもよるが、具体的には、各自治体において目標値を定めることが適当とされている。一般的には、標準財政規模に対する一定割合とされ、前年度県内市町村の財政調整基金比率の平均では 15.7％であった。本市の令和 5 年度の同比率は 20.3％であったが、臨時的な財政支出に備え、現在高には十分留意することを望む。